

# 平成30年度～32年度 習志野市特別支援教育推進基本方針

「共生社会の形成に向けた、地域でともに育ち、学ぶ教育の推進」  
～インクルーシブ教育システムの構築をめざした5つの柱～

## I 連続性のある多様な学びの場の提供を推進する。

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた教育内容の充実
- 2 居住地やその近くで特別支援教育を受けるための学びの場の充実
- 3 県立習志野特別支援学校の中学部・高等部の開設に向けた協議

## II ユニバーサルデザインの視点での教育を推進する。

- 1 誰にとってもわかりやすい授業や教室環境等の整備

## III 特別支援教育に関する理解、啓発、専門性の向上を推進する。

- 1 各学校における特別支援教育の校内支援体制の充実
- 2 特別支援教育に係る教職員の専門性の向上
- 3 すべての教職員への特別支援教育の理解、啓発と合理的配慮の推進

## IV 交流及び共同学習の充実を推進する。

- 1 特別支援学級設置校の校内外での交流及び共同学習の推進
- 2 特別支援学校との居住地校交流の推進

## V 早期からの就学相談と適切な就学に向けた関係機関等との連携を推進する。

- 1 特別支援教育説明会の実施
- 2 適切な就学相談を行うための関係機関との連携
- 3 就学後の学校生活を支えるための民間事業所を含めた各関係機関との連携

## 5つの柱の具体的な取組み

I

### I-1について

- (1)各学級の教育課程や指導内容等への指導助言
- (2)通常学級の配慮を要する児童・生徒への対応の推進
- (3)県立特別支援学校による通級による指導の利用促進

### I-2について

- (1)「特別支援学級・通級指導教室の設置計画」に基づいた整備
- (2)現在設置している特別支援学級等の設置形態の変更を検討

### I-3について

- (1)中学部・高等部の学びの場等について、県教育委員会、県立習志野特別支援学校との協議

II

### II-1について

- (1)児童・生徒が自分の力を十分に発揮できる、整理された教室や掲示物の工夫等、教室内外の環境のユニバーサルデザイン化

- (2)児童・生徒が安心して学習できる、授業の組み立てや発問等、授業のユニバーサルデザイン化

III

### III-1について

- (1)心理発達相談員を伴う巡回訪問
- (2)校内支援体制の充実を図るための研修の実施
- (3)個別の教育支援計画の作成、活用、障害者差別解消法の施行に係る合理的配慮の提供に関する取組
- (4)他機関と連携した支援会議等の実施

### III-2について

- (1)各種研修会の実施
- (2)特別支援学校のセンター的機能を生かした連携

### III-3について

- (1)学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の充実
- (2)合理的配慮の提供に伴う支援についての理解促進

IV

### IV-1について

- (1)知的特別支援学級の校内交流学習の推進、特別支援学校等の学校間交流の推進

### IV-2について

- (1)特別支援学校に通う習志野市在住児童生徒の居住地校での交流学習を推進

V

### V-1について

- (1)就学に向けた情報提供及び相談の場として特別支援教育説明会の実施
- (2)就学相談窓口周知のためのパンフレットの配付

### V-2について

- (1)就学前機関での説明会の実施
- (2)就学に係る情報発信の共有

### V-3について

- (1)放課後等デイサービスや相談機関の情報提供や連携